

○厚生労働省令第七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）
第二条第十五項及び第七十六条の四の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保
等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定め
る省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年一月二十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定
薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物
及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部
を次のように改正する。

第一条中第二百二十七号を第二百三十号とし、第二百一号から第二百二十六号までを三号ずつ繰り下げ、

第二百号を第二百二号とし、同号の次に次の一号を加える。

二百三 一—メトキシ—三・三—ジメチル—一—オキソブタン—二—イル—一—（シクロヘキシルメチル）—一—H—インダゾール—三—カルボキシラート及びその塩類

第一条中第百九十九号を第二百一号とし、第百二十一号から第百九十八号までを二号ずつ繰り下げ、第百二十号を第百二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

百二十二 二—「ビス（四—フルオロフェニル）メチル」スルフィニル—N—メチルアセトアミド及びその塩類

第一条中第百十九号を第百二十号とし、第百一号から第百十八号までを一号ずつ繰り下げ、第百号の次に次の一号を加える。

百一 二—（二・五—ジメトキシ—四—メチルフェニル）エタンアミン及びその塩類

第二条第五号の表中二—（二・五—ジメトキシ—四—プロピルフェニル）エタンアミン、その塩類及びこれらを含む物の項の次に次のように加える。

二—（二・五—ジメトキシ—四—メチルフェニル

元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途

エタンアミン、その塩類及びこれらを含む物

附 則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。